



◇ 目 次 ◇

教科書を作るの記	土岐 善麿	二五
教科書は進歩したか	仲 新	三一
現行の教科書検定制度と	鈴木 秀三	三六
二十七年度用の検定制度と	内田 英二	四一
鉄のカーテン内の教育見聞記	池田 伝蔵	四八
公民館施設の建築設計基準案	宮本 繁雄	五六
アメリカにおける進歩主義教育の危機	伊藤 良二	二
地方教育費の解説		

教育論調 (四月の新聞)	室橋 綾子	六〇
国土緑化・治山治水・公共建設に関する	村上道太郎	六三
学生キャンブ事業について	片山 清一	六六
サーブイス・プロジェクト	片山 清一	六六
学校評価基準(1-4)	八七	教育映画等審査報告(97)
国定指定ならびに選定基準	八七	教育映画等審査報告(97)
昭和二十六年文部省職業教育関係研究指定校一覧	七二	国語審議会
人名漢字に関する建議・同音名書	七二	国語審議会
公用文の改善はどうなっているか	七九	国語審議会
文部省重要通達事項一覧表	95	国語審議会
編 集 室	96	国語審議会
編 集 後 記	98	国語審議会
表紙写真	98	国語審議会
加藤嘉男氏撮影	98	国語審議会

公用文の改善は、どうなっているか

国語審議会の公用文法律用語の部会では、このたび公用文改善の状況等について全国の官公庁・大学・民間の諸団体等340か所に対し質問状を發して、251か所から回答を得た。同部会では、この回答を整理して今後の審議に重要な資料とする方針であるが、その現状は次のとおりである。

- 1 公用文の改善のために
 - (1) 印刷物を配布したところ 64%
 - (2) 講習会を開いたところ 20%
 - (3) 書類の審査を行っているところ 65%
 - (4) 研究機関を設けているところ 8%
- 2 固有名詞の取扱いについて
 - (1) 地名のかな書きを認めているところ 33%
 - (2) 人名に簡易字体を認めているところ 60%
 - (3) 人名のかな書きを認めているところ 18%
- 3 文書の左横書きを
 - (1) 全面実施しているところ、近く全面実施予定のところ 31%
 - (2) 一部実施しているところ 42%
 - (3) 全面実施は考えていないところ 23%
 - 不明 1%

各方面から出た意見や要望の種類は多岐にわたっているが、公用文の平易化、当用漢字表、現代かなづかいに対しては、これを支持する意見が圧倒的に強く、その趣旨がまだ一般に徹底していないことについての不満が多い。ことに地方庁の中には、中央官庁の一部にまだ公用文の平易化につとめていないところがあることや、官報・法令にもまだ当用漢字表外の漢字や旧字体が用いられていることに対して反省を求めているものが多い。しかしながら、公用文平易化の具体的な方法については、なお研究改善の余地のあることを認め、制限された漢字のいいかえ書きかえ等については用例の統一を望む声が強いの。

公用文の書式については、現在縦書きと横書きとがまちまちに行われているため、大部分のところか書類の整理に悩んでいる。この不都合を除くため従来どおり縦一方に統一せよという声も多少はあるが、ローマ字や数字の関係から、すべての文書を縦一方に統一することは困難視されている。しかしながら、横書きにするためには、用紙の残りが多いことや、横打ちタイプ新調のために費用を要することなど、資材予算面で多少の困難があるほか、法令や官報の横書きがまだ実行されていないことなどが問題となっている。それにもかかわらず一般の官公庁は、法令・官報をはじめ全官公庁の文書がいつせいに横書きになることを望んでおり、一定の時期を定めてそれを実行することになれば、自分のところでも全面的に横書きに移りたいとの意見が圧倒的である。

—昭和26・5・19—(国語課)

公用文の改善について各方面から出た意見の要約

(注) 庁……各省庁、地……地方公共団体、
教……教育委員会、学……大学、
民……民間団体

公用文の改善一般について

- 1 公用文の趣旨を徹底させて強力に推進させよ。(庁4, 地5, 教2, 学1, 民2)
- 2 講習会・連絡会等を開け。(庁4, 地2, 教2, 学4)
- 3 資料を作って流せ。(庁2, 地3, 教1, 学2)
- 4 中央官庁で公用文の改善に無関心なところがあるのは遺憾である。(地4)
- 5 教育界・文学界の協力が必要。(教1)
- 6 用字・用語・文体等について、さらに研究改良する余地がある。(庁3, 地1, 教3, 学1, 民2)
- 7 文体・書式・用字・用語の統一が望ましい。(庁3, 地6, 教2, 学4, 民2)
- 8 現在の公用文で不自由を感じていない。(学1)
- 9 むりないいいかえ語を用いたり、わかりやすい慣用語まで改めることには反対。(教2, 学3)
- 10 学熟語の一部かな書きはやめよ。(地3, 教1, 学3, 民1)
- 11 漢語はなるべくやめよ。(教1)
- 12 たとえば、「訊問」を「尋問」または「じんもん」と書くには、法律の改正が必要である。(庁1)
- 13 かたかなの使用を決定的にせよ。(庁1)

- 14 かたかなは用いないようにせよ。(教1)

地名・人名について

- 1 地名・人名には、当用漢字表以外のものも使いたい。(学3)
- 2 地名・人名のあつかいは、改善の線にそって統一的なものをきめてほしい。(民1)
- 3 名づけ文字の制限をゆるめることは反対。(庁1, 地1)
- 4 人名に簡易字体を用いるのは早すぎる。(学1)

当用漢字表・現代かなづかいについて

- 1 当用漢字表・現代かなづかいに限ることは、ゆきすぎである。実行できない。(民2)
- 2 当用漢字表のわくをひろげよ。(庁2, 地1, 教2, 学5, 民1)(いいかえ書きかえの方法等について参照)
- 3 当用漢字を再検討せよ。(庁1)
- 4 当用漢字を1,000字ぐらいに減らせ。(地1)
- 5 法令は当用漢字表の範囲で書け。(庁1)
- 6 当用漢字表・同音訓表・現代かなづかいの普及徹底をはかれ。(教2, 民1)
- 7 新字体の制限をゆるめよ。(学1)
- 8 簡易字体をもっと多く認めよ。(庁1, 教1)
- 9 簡易字体が官報、公文書に実行されていない。官報の「條」は「条」に改めよ。(地1, 民1)
- 10 かなづかいは、発音どおりに統一せよ。(教2, 学1)

横書きが困難な理由

- 1 用紙の残りが多から。(庁1, 地3, 教1, 学3)
- 2 タイプライタの新調がむずかしいから。(庁5, 地1, 民1)
- 3 法令・官報・一般文書が縦だから。(庁3, 地4, 教2, 民1)
- 4 よその役所でやらないから。(庁3, 地5, 教3, 学10)
- 5 関係書類の規格がきまっているから。(庁3)
- 6 事務能率の向上に役立つとは考えられないから。(庁3, 地1, 教3, 学1, 民1)
- 7 くりかえし符号「く」が使えないから。(学1)

横書きの実施について

- 1 時期をきめて各省庁いっせいに実施せよ。(庁3, 地7, 教3, 学3)
- 2 横書きの趣旨を徹底させて、急速に全面実施が行われるようにせよ。(庁4, 地2, 教1, 学3)
- 3 官報・法令などからまず行え。(庁5, 地2)
- 4 教科書・新聞雑誌などから実施すべきだ。(地1, 教2)
- 5 横書きはまだ早すぎる。(地2, 教1, 民1)
- 6 官庁だけでやっても効果は少ない。むしろ縦に統一せよ。(庁1, 学1)
- 7 縦か横か一方に統一してほしい。(学1)

- 8 帳簿・伝票・図表・統計などだけに限定して行え。(学2)
横書きには、かたかなを用いよ。(庁1, 地1)
- 10 ひらがなによる横書きは合理的とは思えない。(庁1, 地1, 教1)
- 11 横打ちタイプライタのよいものを普及せよ。(学1)

公用文の形式について

- 1 現在の公用文は、かつての候文体と、純然たる国語文体の中間的なもので、半ば固苦しい感じのものであるから(官庁相互の公文書の場合はよいとしても)官庁と民間との間の公文書の場合は必ずしも流麗平易な感じを与えない。いっそのこと純然たる国語体にするか、さもなければ現在の文体をとるにしても、もう少しごちなさの少ないように改良する余地があると思われる。(外国為替管理委員会)
- 2 公用文の文体の平易化を図る場合、文章が冗長となり、かえって理解しにくい場合があるので、当社としては、本文は「であります、いたします」調で書くが、この部分ではできるだけ短くし、記書(左記と書き以下は簡条書きで書く方法)の部分も多くし、この部分はやや固い文体を用いる。(大平鉱業株式会社)
- 3 「……されたい」式を改めて、もっと全体をやわらかいものにしたい。(兵庫県教育委員会)
- 4 なるべく漢語を使わないようにする。例 御審議願った→相談した。研究し等形式ばったことばを廃止して、国語体そのままにする。例 標記の件について→このことについて書式の指定を除き、できうれば簡条書きをとおとぶ。(千葉大学)
- 5 新しい公用文は、従来の文章より冗長すぎる。(東北大学・伊丹市教育委員会)
- 6 可然、不取敢、不悪、相成り度、可急的速かになどの用語は全廃すべきである。(東北大学)
- 7 接続詞「及び、並びに、又」などは、公用文にはかなで用い、法律文ではこれらをぜんぜん認めていない。また、公用文は、能率の見地から横書きを推奨しているが、法律文では縦書きである。全体的統一をはかられたい。(航空庁)

いいかえ書きかえ方法等について 一具体的提案一

- 1 いいかえ書きかえには、当用漢字表にある同じ意味の漢字を用いる。その語でなければならぬものは、熟語全体をひらがな書きとする。(大分県)
- 2 傍点を打つよりも、むしろかたかなとすべきである。例 かんが^いい→カンガイ(灌漑)(北海道)
- 3 いいかえのできないことばは、かな書きの上部に……等の符号をつけて用いる。(北海道学芸大学)
- 4 用字・用語を統一する。例 踏鉄→帝鉄; 底鉄; 丁鉄; てい鉄
事蹟→事績; 事跡; 事せき
賃金; 賃銀 作成; 作製 布設; 敷設 改訂; 改定
緩慢; 緩漫 (会計検査院)
詮衡→選考 (航空庁)
附→付 (茨城県)
橋梁→橋 そ族→ねずみ類 勾留→拘留またた留置(栃木県)
「且つ、又、及び、並びに」と「かつ、また、および、ならびに」とを調整する必

- 要がある。(東京都教育委員会)
- 5 漢字を復活させたいことば
宛、頃、無沙汰、据付、誰、或は、甚だ、堰堤、堤塘、櫛甲板、隧道
(会計検査院)
あん摩; ろう学校、充てん、補てん、味そ、しょう油、当せん、さん橋、てい
触、じんあい、や金、しゆん工、堅ろう、於て (東北大学)
宛名、下駄、椅子 (宇都宮大学)
麻、傭人 (山口県)
- 6 かな書きにした方がよいとなっているが、漢字を用いたいことば。
自至、早速、度々、何等、例えば、概ね、速か、即ち、法(のり) (会計検査院)
然るに (東北大学)(なお、「なお」「有無、別途」は要求があったが、これは当然
使うことができる。)
時計、書初(かきぞめ) (宇都宮大学)
君、私 (山口県教育委員会)
- 7 送りがなを省いたらよいと思われるもの。
受入れ、払出し、買入れ、売渡し、繰越し、見送り (会計検査院)
- 8 認めたらよいと思う簡易字体。
職→恥 (仙台市教育委員会)
歳→才、燈→灯、幅→巾、預→予、簿→簿 (会計検査院)
- 9 やさしい用語を用いる。
懇請する→お願いする。即応する→かなった。充当する→あてる。
救援する→救う。牙保→周旋。あつせん。拒否する→受け入れない。
はばむ→さまたげる (茨城県教育委員会)
標記の件について→このことについて。御審議願った→相談した、研究した。
(福井県教育委員会)
されたい式を改めて、全体をもっとやわらかいものにしたい。
(兵庫県教育委員会)
「相成りたく、可及的速かに、不悪、不取敢、可然」などは、用いないようにす
べきである。(東北大学)
- 10 その他
「当該」は「その」でよいが、「該当する」を「あてはまる」とすることは研究を要す
る。(東京都)
「標記の件につき」を「右のことについて」などと書きかえても、一般にはわからな
い場合がある。こうした語は、公用文に必要な語として従来どおり使用した方が
よくはないか。公用文を改善しようとして、かえってわかりにくいものにしてい
る場合が多々ある。この例は、いいかえて、かえって困ることばである。
(彦根市教育委員会)
—昭和26, 5, 10—

室 集 編

○だいぶ発行日がおく
れているので、とりも
どすのに努力していま
すが、なかなか十日発
行に追いつかず、執筆
者にも読者にも御迷惑
をおかけしておりま
す。

○本誌については、いままでの
経歴からすると、原稿を入れて
からだいたい四十日で本になる
のが実情です。これはどうも少
し日数がかかりすぎる、と思わ
れるかもしれませんが、原稿を
入れ、初稿がでるまで十日、
再校が出そろうまでやはり十日
くらいかゝる。校了にしてガラ
を渡して本になるまで十日余は
かゝるので、約四十日は見積ら
なければならぬ次第です。
○本誌の記事が古いという御批
評をいたぐのですが、別に古
い記事を掲載しているわけでは
ないので、できるまでの時間が
かゝるので自然記事もおくれ

編 集 後 記

る、というわけです。
○雑誌の企画は夏のは春の
うちに立案するのが普通です
が、仕上がりまで時間がかゝる
とせつかく苦心の原稿も、本
のできるころは読者は他の方法で
それについて知っている、とい
うようなことになり、又記事と
世間の実情とくいちがってくる
ということにもなり、自然、雑
誌の利用価値にも影響するとい
うことになりました。

○こういう危険をさげようとす
ると、官報のように既定の事項
をしか掲載できないようにな
り、雑誌の機能が弱くなるおそ
れがあります。
○編集側としてこういう点、い
ろ／＼苦心しておりますが、し
だいに発行日もとりもどして
ゆけるものと確信しております。
○中学校学力検査問題の講評集
はいま進行中です。問題集と
もに広く御利用願います。

○教育財政の問題はだれでも深
い関心をもっているのですが、
それについて、はっきりした数
字がつかめなければ、いっさい
は空論に終りましょう。

○わが国の教育財政について約
一か年にわたる調査の結果につ
いて、伊藤事務官から充実した
解説をいただいたことは感謝に
たえません。この調査の結果が
いかに活用されるかということ
が、教育財政の将来に及ぼす影
響はきわめて大きいものがあり
ましょう。

○教科書については、主として
検定教科書に関して、作者、教
育学者、当局の三者からそれぞ
れ御寄稿いただきましたが、も
の性質上作者の立場では話し
が特定の科目に限定されるのも
やむを得ないことと思えます。
○作者の研究の努力と検定側の
実地からの見方と、そして第三

者の批判とが、教科書の事実上
の進歩をもたらすものと思いま
す。
○「学校評価基準」は遺憾ながら
全部のせられませんでした。が、
のこりは次号にいたします。

MEJ 8322

文部時報 七月号
第八百八十七号

(定価 六十五円)
(送料 三円)

昭和二十六年七月五日印刷
昭和二十六年七月十日発行
東京都千代田区麩ヶ岡三の四
編集者 文部省調査普及局
東京都中央区銀座西七の一
発行所 帝國地方行政学会
代読者 大谷 根
東京都立川市曙町三の五五
印刷者 行政学会印刷所
代読者 藤本 外次
東京都中央区銀座西七の一
帝國地方行政学会
〒東京都千代田区千代田一〇、〇〇〇番
電話 一年七、八〇円 合計八、一六円
送料 三六円 合計一、一六円
ただし増大号の場合は別に代金
申しあげます。お申し込みは直
接発行所にお願いたします。